

# 離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業

## 公募要領(2次)

令和8年5月

厚生労働省

# 離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業 公募要領(2次)

## 1 総則

離島・へき地における看護師（特定行為研修修了者）を確保し、離島・へき地の病院・診療所、訪問看護ステーション、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び介護保険施設（以下、「病院・診療所等」という。）において、医師とのタスク・シフト/シェアを推進するため、特定行為研修を受講できる環境の整備や特定行為研修修了者（以下、「修了者」という。）と医師との協働の普及を行い、離島・へき地における医療の提供のモデルを作るため、離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業について、本要領により事業実施者の公募を行う。

## 2 事業の目的

看護職員数が限られ特定行為研修の受講が困難な離島・へき地の病院・診療所等において、特定行為研修を受講できる環境の整備と修了者の活動の普及を促すことで、医師とのタスク・シフト/シェアを推進し、離島・へき地における医療を確保することを目的とする。具体的には、離島・へき地の病院・診療所等の看護師が特定行為研修を受講できるよう、指定研修機関等から、在籍出向により、修了者の派遣を行う。加えて、修了者が離島・へき地の病院・診療所等において、医師とのタスク・シフト/シェアを協議・実施し、医師と修了者との協働についての職員等の理解の醸成を図ることや、巡回診療等の代わりに患者宅等でオンライン診療の補助（D to P with N）等を行うことで、修了者の活動の普及を図ることを目的とする。

## 3 実施主体

本事業の実施主体は、離島・へき地を抱えている自治体（以下、「実施者」という。）とする。

ここでいう離島・へき地とは、次の（１）、（２）のいずれかに該当するものとする。

（１）医師少数区域等：都道府県が医師確保計画で定める医師少数区域及び医師少数スポット。医師少数区域等（医師少数区域、医師少数スポット）一覧：

<https://www.mhlw.go.jp/content/001138084.pdf>

（２）医療を提供しているが、医療資源の少ない地域：[001293317.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/001293317.pdf)（別紙２）

## 4 事業内容

本事業の実施にあたり、実施者は指定研修機関等、病院・診療所等と調整を行い、次の（１）～（３）を地域の状況に応じて実施するものとする。

（１）離島・へき地の病院・診療所等及び特定行為研修受講者への支援

- ① 指定研修機関は、離島・へき地の病院・診療所等に勤務する看護師を特定行為研修受講者（以下、「受講者」という。）として受け入れ、受講者に指定研修機関が実施する特定行為研修を受講させる。受講者は可能な限り、自施設で働きながら受講することとし、指定研修機関はその受講に対し定期的な支援を行う。

本事業の参加により、特定行為研修受講前に受講者候補として、指定研修機関の共通科目の受講を可能とし、受講した共通科目は特定行為研修に進んだ際に履修免除する。

また、受講者を指定研修機関に在籍出向させ、指定研修機関で働きながら研修を受講することも可能である。

- ② 指定研修機関等から修了者を受講者の病院・診療所等に在籍出向させ、病院・診療所等の医師とタスク・シフト/シェアについて協議し、特定行為の実施を含む看護実践を行う。この取組等を通して、病院・診療所等の患者・家族、職員に対し修了者との協働について理解の醸成を図る。
- ③ 指定研修機関の特定行為研修担当者は、特定行為研修準備委員会を設置し、その運営を支援する。特定行為研修準備委員会では、受講者の共通科目の受講支援や受講生の特定行為研修修了後の育成計画の作成、医師と修了者とのタスク・シフト/シェアについて協議し形づくる。後に特定行為研修準備委員会は特定行為研修管理委員会及び特定行為研修推進委員会に発展させる。

## （２）離島・へき地の病院・診療所等におけるオンライン診療導入の支援

- ① 病院・診療所等は、遠方等により通院が困難な患者に対して看護師が患者の側で行う（D to P with N）オンライン診療を巡回診療等の代わりや医師非常駐の診療所等を活用して実施する。
- ② D to P with Nでのオンライン診療には修了者を派遣し、必要に応じて、検査や処置等の診療の補助を実施するほか、患者によっては、修了者は手順書に基づく特定行為を実施する。

## （３）報告書の作成

本事業実施後、別添１に定める事項を記載した本事業全体の報告書を作成するとともに、次の①～③の資料を添付したうえで、令和９年３月末までに厚生労働省医政局看護課に提出すること。

- ① 特定行為研修準備委員会のメンバー及び各回の議事概要
- ② 在籍出向者の活動実績
- ③ その他、実施状況の把握に当たり参考となるもの 等

# 5 留意事項

## （１）業務の遂行

本事業の実施に当たっては、次の①～⑥の事項に従うこと。

- ① 厚生労働省医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な

公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。

- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については厚生労働省医政局看護課と協議すること。

## (2) 個人情報等

本事業の実施上取得した個人情報等については、その全てを厳重に管理するとともに次の①～③の事項を含め個人情報保護法を遵守すること。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の利用目的には一切利用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めること。
- ③ 次のア～キに掲げる事項を本事業の開始までに定めること。
  - ア 個人情報の取扱いに係る基本方針の策定
  - イ 個人情報の取得、利用、保存、点検及び監査に関する規程等
  - ウ 個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任等の組織的安全管理措置
  - エ 個人情報を適切に取扱うための従業員の教育及び規程等に違反した従事者に対する処分等の人的安全管理措置
  - オ 個人情報の取扱いに関するセキュリティ管理等の物理的安全管理措置
  - カ 情報システムを使用して個人情報を取扱う場合は技術的安全管理措置
  - キ 委託先の監督

## 6 事業期間

事業期間は、実施者として選定された日から令和9年3月31日までとする。

## 7 実施者の選定について

### (1) 評価の方法

実施者の採択については、厚生労働省医政局看護課において応募者に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。

評価に当たっては、離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業実施者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

評価委員会は、応募者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に12（予定）の応募者を実施者として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じらない。

なお、提出された企画書等の資料は、返却は行わない。

## (2) 評価の手順

評価は、次の①～④手順により実施する。

### ① 形式評価

提出された企画書について、厚生労働省医政局看護課において、応募条件への適合性について評価する。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外する。

### ② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施する。

### ③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、応募者に対してヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募者のみ実施する場合もある。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なす。

### ④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施者を選定する。

## (3) 評価の観点

評価の観点は、次の①～⑤のとおりである。

① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。

② 事業内容が事業目的と合致しているか。

③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。

④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。

⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものとなっているか。

## (4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募者に対して通知される予定である。

## 8 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付する。

本事業に係る補助金の交付については、以下のとおりであり、対象とする経費は、

「4 事業内容」に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、旅費、備品費、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費、委託費に限る。

なお、本事業の補助金は精算払いとし、基準額を超えた金額については、実施者の負担となる。

最終的な経費については、今後発出予定の上記「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に定めるところによる。

(補助率) 10/10

(基準額の上限) 9,908千円

(採択件数) 7件(予定)

## 9 応募方法等

### (1) 企画書の作成及び提出

「離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業企画書」を作成し、9(2)①で示す提出期間内に提出すること。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成すること。

### (2) 応募方法

#### ① 提出期間

令和8年5月20日(水)から令和8年7月31日(金)(必着)

#### ② 提出先

提出書類一式の電子データを、以下のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。提出後、1営業日以内に同メールアドレスより受領連絡がない場合は、看護課事業調整係まで電話にて連絡すること。

メールの件名は必ず「【提出】離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業企画書(団体名)」とすること。

提出先：[kango-jigyo@mhlw.go.jp](mailto:kango-jigyo@mhlw.go.jp)

#### ③ 問い合わせ先

照会は電子メール又は電話にて行うこととする。

電子メールで照会を行う場合は、提出先メールアドレス宛に、件名を「【照会】離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業(団体名)」として送付すること。

電話で照会を行う場合は、以下の問い合わせ先に、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)の午前9時30分～午後6時15分(午後0時15分～午後1時15分を除く。)の時間内に行うこと。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係  
03-5253-1111(4195)

#### ④ 提出書類

ア 「離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業企画書」

次の（ア）、（イ）をそれぞれ提出すること。

（ア）正本

黒塗りしていないもの（Word・Excel 形式及び PDF 形式）

（イ）副本

団体名や住所など応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの（PDF 形式）

イ その他必要な資料

※不備等がある場合は、評価の対象外とする可能性があるため、公募要領を熟読して作成すること。

※提出後の応募者の都合による書類の差し替えは原則不可とする。

# 離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル 事業実施報告書

作成日 年 月 日  
実施者名

1. 年間スケジュール
2. 特定行為研修準備委員会の設置、開催状況、検討内容  
委員の構成、委員の属性（所属機関名、職種、職位、氏名等）、開催スケジュール、開催日時、受講者の特定行為研修修了後の育成計画、各回の議事概要
3. 在籍出向者の活動内容
  - ・属性（所属機関名、職位、修了区分、これまでの活動実績）
  - ・在籍出向中の活動実績
  - ・医師とのタスク・シフト/シェアの協議状況
  - ・職員等の理解の醸成状況
  - ・オンライン診療の補助等の状況
4. 受講者の活動内容
  - ・属性（所属機関名、職位、これまでの活動実績）
  - ・特定行為研修の受講状況
  - ・受講者の特定行為研修修了後の活動予定内容
5. 取組を推進する上での効果や課題・困難な事項
6. その他